

専決処分

経済振興委員会報告資料

報告第 24 号 史跡の管理のかしに基づく  
損害賠償額の決定に関する専決処分について

令和 7 年 6 月  
経済観光文化局



# 報告第 24 号 史跡の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、史跡の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和 7 年 3 月 28 日、次のように専決処分したものを。

## 1 発生日時

令和 6 年 11 月 2 日 午前 5 時 30 分頃

## 2 発生場所

福岡市指定史跡

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

## 3 相手方

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

## 4 概要

市内○○○○○○○○○○の福岡市指定史跡である○○○○○の樹木が強風により折れて倒れ、当該史跡の前面道路を挟んで隣接する相手方○○○○氏所有のフェンスに接触し、当該フェンスが破損して損害が生じたもの。

## 5 損害賠償額

89,738 円 (市の過失割合 10 割)

### 位置図

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

● 倒伏樹木 ○ 被害民家

### 現場写真

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

### 現場写真

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

上：倒伏の状況

下：フェンスの破損